

意見書案第 26 号

「混合型血管奇形」の難病指定について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 20 年 12 月 19 日提出

議会運営委員会  
委員長 鎌 田 誠

## 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書

「混合型血管奇形」は、静脈・動脈・毛細血管・リンパ管のうち複数の血管の先天性形成不全を言い、体から手足にかけて大小の腫瘍やあざのような症状があらわれる病気である。

血管の形成が不完全なことから患部は外傷により大量出血を起こすおそれや、患部がウイルス等の細菌に感染すると、患部全体に広がり生命の危険にさらされるおそれもあり、日常生活が著しく制限されることになる。

さらには、患部には、血管が異常に成長し、その部分が栄養過剰となることから、成長に伴って下肢長差、背骨の変形異常などといった症状があらわれてきている。

この病気の専門医は国内でも極めて少なく、医師や難病対策にかかわっている専門家の間でも認知度は低く、病気の原因が明らかでないために治療方法の未確立はもとより、難病指定にされていないために医療費支援を受けられず、患者や家族にとって精神的、経済的な負担は非常に大きなものとなっている。

よって、政府においては、「混合型血管奇形」を難病指定することにより、早期に原因の解明や治療方法の研究・確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 日

岩見沢市議会

提 出 先  
内閣総理大臣  
総 務 大 臣  
厚生労働大臣